第8章 水俣病対策事業

1 水俣病認定業務

現 況

熊本県では水俣病対策を県政の最重要課題としてとらえ、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づく水俣病認定審査業務を推進しています。

表 8-1-1 水俣病認定申請処理件数 (令和 2年(2020年)3月 31 日現在) (単位:人)

	申請総件数	取下げ等	認定	棄却	申請中の方の数
累計	22, 164	6,959	1,790	12,966	419
令和元年度	99	35	1	276	

取 組

認定審査業務(認定申請者に対する疫学調査、検診及び審査・決定の実施等) を促進しています。

2 水俣病総合対策事業(医療事業・健康管理事業・水俣病相談窓口設置事業)

現 況

中央公害対策審議会答申「今後の水俣病対策のあり方について」を受けて、 平成4年度(1992年度)から、水俣病総合対策事業(医療事業及び健康管理事業)を実施しています。

(1) 医療事業

水俣病が発生した地域において、平成7年(1995年)の政治解決により、水 俣病とは認定されないものの、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害 を有する方に医療手帳を交付し、また、一定の神経症状を有する方に保健手 帳(※)を交付し、療養費(健康保険適用診療の自己負担分)、療養手当(医療手 帳のみ)、はり・きゅう施術・温泉療養費(上限あり)を支給しています。

また、平成 17年(2005年)10月13日から、一定の神経症状がある方に対して、保健手帳(※)申請受付けを再開し、平成22(2010年)年7月31日まで受付けを行いました。さらに、平成21年(2009年)7月、特措法が施行され、平成22年(2010年)5月1日から平成24年(2012年)7月31日まで、水俣病被害者の救済申請の受付を行い、一定の要件を満たす方に対して、水俣病被害者手帳を交付し、療養費等を支給しています。

※特措法の施行に伴い、保健手帳は平成 22 年(2010 年)5 月から水俣病被害者 手帳に統合され、平成 24 年(2012 年)3 月 31 日で失効。

(2) 健康管理事業

ア 地域健康管理事業

水俣病が発生した地域に居住している住民の健康上の不安を軽減又は解消するため、①住民の健康診査(各市町が実施する健康診査に神経症状の問診や血液検査項目を上乗せして実施)や②健康診査後の指導等を行っています。

イ 健康不安者のフォローアップ健診事業

特措法に基づく救済措置の一時金等又は療養費のいずれにも対象とならないとされた方等で、昭和49年(1974年)12月31日以前に1年以上水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、1年に1回無料で健康診査等が受けられる「健康不安者フォローアップ健診事業」を行っています。

ウ 健康不安者に対する健診事業

特措法に基づく救済措置の申請を行わなかった方で、昭和 49 年(1974年)12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、1年に1回無料で健康診査等が受けられる「健康不安者に対する健診事業」を行っています。

(3) 水俣病相談窓口設置事業

住民の健康不安の軽減・解消等を図るため、平成 18 年度 (2006 年度)から 水俣病相談窓口を水俣市、芦北町、津奈木町及び天草市御所浦町に、平成 27 年度 (2015 年度)には上天草市龍ヶ岳町にも設置し、健康相談や福祉相談、水 俣病に関係する行政施策の相談等に対応しています。

取 組

(1) 医療事業

医療事業(医療手帳・水俣病被害者手帳)の令和元年度(2019年度)の給付実績は、次のとおりです。

表 8-1-2 医療手帳

	件数	金額(千円)
療養費	121,077	545,820
はり・きゅう 施術費	4,784	11, 436
温泉療養費	3,602	15, 490
療養手当	43, 151	882, 169
計	172,614	1, 454, 915

※金額は各項目とも千円未満を切上げ

表 8-1-3 水俣病被害者手帳

	件数	金額(千円)
療養費	995,630	4,032,691
はり・きゅう 施術費	8, 942	51, 106
温泉療養費	20,674	88, 683
療養手当	194, 485	2,823,002
離島加算	9, 303	9, 303
計	1, 229, 034	7, 004, 785

※金額は各項目とも千円未満を切上げ

(2) 健康管理事業

地域健康管理事業の令和元年度(2019年度)健康診査受診者数は、水俣市 1,287人、芦北町1,324人、津奈木町415人、天草市御所浦町130人の合計 3,156人でした。また、健康相談事業の利用実績は200件でした。

なお、健康不安者のフォローアップ健診事業の健診受診者数は 202 人、健康不安者に対する健診事業の受診者数は 4 人でした。

(3) 水俣病相談窓口設置事業

令和元年度(2019年度)の相談件数は、水俣市 2,521件、芦北町 5,490件、 津奈木町 655件、天草市御所浦町 267件、上天草市龍ヶ岳町 535件の合計 9,468件でした。

3 保健福祉対策

取 組

被害者救済とともに、水俣病発生地域における保健福祉の取組みを推進しています。

(1) 胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業

平成 18 年度 (2006 年度) から、胎児性患者等の方々が住みなれた地域で安心して日常生活を送ることができるように、また、地域の活動に参加できるように、その支援に取り組む社会福祉法人等の 5 団体に対して、胎児性患者の方々を対象とした外出支援、交流サロン、在宅支援訪問等に係る経費の一部を補助しています。

4 地域の再生・融和対策

取 組

水俣病の歴史と教訓を後世に語り継ぐとともに、地域の再生と融和の取組みを推進しています。

(1) 環境・福祉モデル地域づくり推進事業

保健福祉の取組みを促進するため、次の取組みを行いました。

- ① 水俣病被害者等保健福祉ネットワーク(安心して暮らせる地域づくりを 目指した水俣・芦北地域の保健・福祉団体等のネットワーク)の運営
- ② 水俣病犠牲者の慰霊に係る支援(慰霊式、火のまつりの実施に係る水俣市への補助及びもやい祭りの実施に係る芦北町への補助)
- ③ 福祉対策の推進(「もやい音楽祭」の実施に係る水俣市への補助)

(2) 水俣病関連情報発信(支援)事業

水俣病関連の情報発信の取組みを促進するため、次の取組みを行いました。

- ① 水俣病問題啓発事業
 - 児童・生徒、教職員及び保護者や企業を対象とした啓発事業の実施。 ※令和元年度(2019年度):小・中学校22校、高等学校等20校、各教育事務所等15 か所、保護者向け9か所、企業研修2回実施
- ② 世界に向けた水俣病関連情報発信事業
 - ・水俣条約の批准と実施に向けた J I C A 研修に参加する海外の政府機関 の職員等に対し、水俣病の歴史と教訓に関する情報を発信
 - ・ポーランドで開催された国際会議(ICMGP)に水俣病の語り部の方を派遣し講話を行っていただくとともに、クラクフの専門学校で水俣病の講話を実施
- ③ 講座開設に係る補助 (「『うたせ船で水俣病を学ぶ』講座」実施に係る芦北町への補助)
- ④ 水俣病資料館の情報発信機能の強化を図る取組みに係る水俣市への補助

5 水俣病に関する不服申立て及び訴訟

現 況

(1) 水俣病認定申請棄却に対する不服申立て

水俣病認定申請棄却に対して不服のある方は、法律の規定に基づき不服申立てをすることができます。不服申立ての令和元年度(2019年度)末の状況は、次のとおりです。

表 8-1-4

総件数・処理件数(取下げを含む)・未処理件数(令和2年(2020年)3月31日現在)

	総件数		処理件数(取	未処理件数	
		うち令和元年度		うち令和元年度	7172-21132
新法 (異議申立て)	960	0	960	0	0
新法 (再調査請求)	543	121	489	90	54
新法 (審査請求)	544	9	488	3	56
旧法 (異議申立て)	1	0	1	0	0
旧法 (審査請求)	516	0	516	0	0
計	2,564	130	2,454	93	110

※新法(公害健康被害の補償等に関する法律)

旧法 (公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法)

(2) 水俣病関係の訴訟

令和元年度(2019年度)末現在で、以下のとおり、国家賠償等請求訴訟 6件、 行政訴訟 2件の計 8件が係属中となっています。

· 水俣病被害者互助会国家賠償等請求訴訟

平成19年(2007年)10月に、水俣病被害者互助会の会員9名(その後1名は取下げ)が、チッソ(株)、国及び熊本県を相手に、一人当たり1,600万円(ただし、原告のうち1名は1億円)の損害賠償請求を求める国家賠償等請求訴訟を熊本地裁に提起しました。

平成26年(2014年)3月に、熊本地裁は、原告のうち3名の請求を一部認め、5名についての請求を棄却する判決を言い渡しました。国・熊本県、原告は平成26年(2014年)4月8日、チッソ(株)は同年4月10日に福岡高裁に控訴しました。

令和2年(2020年)3月に福岡高裁は一審原告8人全員の請求を棄却し、 一審原告8人全員が同年3月に最高裁に上告及び上告受理申し立てを行い ました。

・ ノーモア・ミナマタ第 2 次国家賠償等請求訴訟(4 件:熊本・東京 A・ 東京 B・近畿)

特措法非該当者を中心とした水俣病不知火患者会の会員が、チッソ(株)、 国及び熊本県を相手に、一人当たり 450 万円の損害賠償請求を求める国家 賠償等請求訴訟を、平成 25 年(2013 年)6 月に熊本地裁、平成 26 年(2014 年)8 月及び平成 29 年(2017 年)4 月に東京地裁、平成 26 年(2014 年)9 月 に大阪地裁に提起しました。その後の追加提訴により、令和元年度(2019 年度)末現在で原告数は 1,766 名となっています。 (※熊本 1,549 人、東京 A 64 人、東京 B 19 人、大阪 134 人)

· 損害賠償請求訴訟

平成27年(2015年)1月に、鹿児島県出生で埼玉県在住の男性1名が、チッソ(株)、国及び熊本県を相手に、440万円の損害賠償請求を求める国家賠償等請求訴訟を東京地裁に提起しました。

令和元年(2019年)5月に東京地裁は原告の請求を棄却し、原告は同年6月に東京高裁に控訴しました。

令和2年(2020年)2月に東京高裁は一審原告の請求を棄却し、一審原告は同年3月に最高裁に上告及び上告受理申立てを行いました。

· 水俣病認定義務付等請求訴訟(H27)

平成27年(2015年)10月に、水俣病被害者互助会国家賠償等請求訴訟の原告のうち7名が、公健法に基づく認定申請棄却の取消し及び認定義務付けを求める行政訴訟を熊本地裁に提起しました。

· 水俣病認定義務付等請求訴訟(H30)

平成30年(2018年)12月に、水俣市の女性が亡母に係る水俣病決定申請 棄却の取消し及び水俣病決定義務付けを求める行政訴訟を熊本地裁に提起 しました。